

やさしい
にほんご
日本語

がいこくじん じょうほうし
外国人のための情報紙

Ota City Navigation



Vol.33 | 2023.06

【児童手当*の6月の振込みのお知らせ】

じどうてあて おおたくやくしよ かね ちゅうがくせい こどもが ひと
*児童手当：大田区役所から お金を もらいます。中学生までの 子どもが いる人が もらえます。



2023年2月から5月の児童手当は、6月9日に振り込みます**。

**振り込みます：あなたの銀行などに お金を いれます (払います)。

● 児童手当 (1年働いた お金が 少ない人)

なんさい 何歳	いくら
0歳から 2歳	15,000円/1か月
3歳から 小学校6年生 (1番目・2番目の子ども)	10,000円/1か月
3歳から 小学校6年生 (3番目の子どもから)	15,000円/1か月
ちゅうがくせい 中学生	10,000円/1か月

● 特例給付

(1年働いた お金が 多い人)

0歳から 中学生... 5,000円/1か月



子育て支援課
こども医療係

☎ 03-5744-1275

FAX 03-5744-1525



きょういくそうだんしつ **【教育相談室の案内】** あんない

あなたの **子どものことを** **電話** **会って** **相談** **することができます。**
教育、性格、行動、発達障害、いじめ、
友達のこと、勉強のこと、学校を
卒業してからのことなどを **話す**
ことができます。



© Ota City

おおたくりつきょういくせんたー **大田区立教育センター** **教育相談室**
☎ 03-5748-1201 FAX 03-5748-1390

【赤ちゃんが生まれたら 在留資格*を申し込みます】

*在留資格：外国人が日本に住んでできること。例えば、仕事をします。学校に行きます。

日本で **赤ちゃんが** **生まれました。**以下の場合は、**在留資格の申請**（申し込みます）を **してください。**

- ・赤ちゃんの **国籍**が **日本**ではない
- ・生まれてから **60日**以上 **日本**にいる**予定**の **子ども**
生まれた日から **30日**以内に **東京出入国在留管理局**へ **申請** してください。
在留カードを **もらってください。**

申請するところ：
東京出入国在留管理局
東京都港区港南 5-5-30
☎ 0570-034259

こせきじゅうみんか **戸籍住民課** ☎ 03-5744-1187 FAX 03-5744-1701



【課税（非課税）証明書*、納税証明書の発行（区役所が出します）**

2023年度の **住民税**（特別区民税***・都民税****）の **課税**（非課税）**証明書**、**納税証明書**を **発行**できます。
発行できる人は、2023年1月1日に **大田区**に **住民登録**があり、**税金**の **申告**（自分の **家**、**土地**、**車**、**もらった**

お金などについて、**税務署**や **区役所**に **教える**こと）をした人です。

* **課税**（非課税）**証明書**：1年間の **所得******と **住民税**が **書いて**ある **紙**

** **納税証明書**：**税金**を **払った**ことが **書いて**ある **紙**

*** **特別区民税**：**大田区**に **住所**がある人や **会社**などが **払う** **税**

**** **都民税**：**東京都**に **住所**がある人や **会社**などが **払う** **税**

***** **所得**：収入（もらったお金）から **経費**（その **お金**を **もらう**ために **使った** **お金**）を **引いた**もの

【必要なもの】

- ・本人が **窓口**に **くるとき** **本人**の **確認**が **できる**もの（**在留カード**など）
- ・本人以外が **窓口**に **くるとき**

■ **委任状*******（**日本語**以外で **書いて**いるときは、それを **日本語**に **訳した**もの）

***** **委任状**：あなたが **やらなければ**いけないことを **他人**に **お願い**するときに **書く** **紙**

■ **窓口**に **くる**人が **本人**か **確認**できるもの ※ **委任状**の **紙**は、**大田区**の **ウェブサイト**から **印刷**できます

【受付】

- ・大田区役所 4階
- ・出張所 ほか



2023年6月9日（金曜日）から

課税課 ☎ 03-5744-1192 FAX 03-5744-1515

住民税を 払いましたか

特別区民税*・都民税** (住民税) の 1 回目を 6月 30 日までに
払って ください。

* 特別区民税：大田区に 住所がある人や 会社などが 払う 税

** 都民税：東京都に 住所がある人や 会社などが 払う 税

2 回目は 8月 31 日までに 払って ください。

よく わからないときは、大田区の ウェブサイトを 見て ください。

☎ おおもり
大森 …… ☎ 03-5744-1200
ちようふ
調布 …… ☎ 03-5744-1201
かまた
蒲田 …… ☎ 03-5744-1202
おおたぐがい
大田区外… ☎ 03-5744-1203

問い合わせ
問合先については、あなたに 届いた
お知らせを 見て ください。

FAX 03-5744-1517
URL <https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/zeikin/>



新型コロナワクチンについて

大田区では 新型コロナワクチン接種* を 行って
います。くわしいことは「申込先 (問合先)」に
聞いて ください。

* ワクチン接種：病気に ならないための 注射を
打つこと

ワクチン接種の 新しい 情報は
大田区の ウェブサイトを 見て ください。



© Ota City

おたくしんがたころなわくちんせっしゅこーるせんたー
大田区新型コロナワクチン接種コールセンター
☎ 03-6629-6342

(月曜日から 金曜日 08:30 ~ 17:15)

※土曜日、日曜日、休みの 日は 受け付けません

おたくしんがたころなわくちんたげんごつうやくさーびす わくちん
大田区コロナワクチン多言語通訳サービス (ワクチン
接種の 予約を 手伝います)

☎ 03-6436-4731

(月曜日から 金曜日 08:30 ~ 17:15)

※土曜日、日曜日、休みの 日は 受け付けません

勝海舟生誕 200 年* 記念特別展

~家族と歩んだ幕末** 留守を預かる家人***たち~

* 生誕200年：生まれてから 200年 ** 幕末：江戸時代の 終わり(1853年から 1859年くらいまで) *** 家人：家族、勝海舟のために 働く人

勝海舟は、日本が さむらい (武士 (戦う人)) の 時代から 新しい 時代に
変わるとき、日本を 守るために 一生懸命 働きました。勝海舟が 仕事で
家に いない間、家族や 勝海舟の ために 仕事をする人が 働きました。
勝海舟との 関係を 紹介します。2021 年の クラウドファンディング* を
使って 直した 勝海舟の 家族の 絵や、新しく 作った ビデオを 見て
ください。紹介した 物を 説明する本も 売ります。

* クラウドファンディング：インターネットで たくさんの 人から お金を 集めます。
その お金で 新しい 品物や サービスを 作ります。



勝海舟の母・
勝のぶ

🕒 2023 年 4月 21 日 (金曜日) から 8月 6 日 (日曜日)

📍 勝海舟記念館

■ あいている時間 10:00 ~ 18:00

■ おとな 300 円、小中学生 100 円

※ 月曜日が (祝日 (休みの 日) の 場合は 次の 日) は 休み。

👉 (割引 (安くなること) が あります)

※ 大田区のウェブサイトで 確認して ください。

☎ 03-6425-7608

FAX 03-6425-7610



【大田区コミュニティサイクル】

さいくるぽーと（じてんしゃが置いてあるところ）で
じてんしゃを借りることができます。返すことが
できます。東京都の15区のさいくるぽーとを
使うことができます。



- 🕒 24時間
- 📍 東京都：1,100ポートくらい
（大田区：130ポートくらい）
- 👤 1回だけ使う人 165円/30分
1か月使う人 3,300円/1回30分を1か月
（その後 150円/30分）
1日使う人 1,650円/1日
（使う日の23:59まで）
- 📖 ウェブサイトから登録します。
- 🌐 <https://docomo-cycle.jp/tokyo/>
- 📞 としきばんかんりか 都市基盤管理課
☎ 03-5744-1315 FAX 03-5744-1315
E-mail toshikan@city.ota.tokyo.jp



【自転車等の放置（置いておくこと）・撤去（大田区が持って行くこと）について】

じてんしゃを道路や、公園、駅の前に置かないでください。
短い時間でも駐輪場（自転車を置いてよいところ）に
置いてください。
大田区の決まりがあります。駅の前に放置禁止区域*が
あります。放置禁止区域に置いてある自転車は大田区が
保管所（自転車を置くところ）に持って行くことがあり
ます。自転車は、30日間保管所にあります。そのあと
自転車を捨てます。
ルール・マナー（きまり）を守って安全なまちを
つくりましょう。

* 放置禁止区域：自転車をとめてはいけないところ

📞 としきばんかんりか 都市基盤管理課
☎ 03-5744-1390
FAX 03-5744-1527



© Ota City

自転車等の放置禁止のお知らせ

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/jitensha/houchikinshi2.html>



放置自転車等保管所

<https://www.city.ota.tokyo.jp/shisetsu/hokanjo/jitenshahokanjo.html>



この紙は、1年に8回出しています。図書館、児童館、特別出張所などの
大田区の建物や、JR蒲田、大森、京急雑色などの駅に置いてあります。

発行（出すところ） 大田区国際都市・多文化共生推進課

住所 〒144-0052 大田区蒲田4-16-8 2階 おた国際交流センター（Minto Ota）内

☎ 03-5744-1227 FAX 03-5744-1323

外国人への情報



多言語相談窓口

